

議案第83号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し、同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条から第19条まで及び第21条の改正規定並びに付則第3項及び第4項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、同項ただし書に規定する改正規定による改正後の第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、付則第1項ただし書に規定する改正規定の施行に伴い必要な経過措置は、墨田区規則で定める。

（提案理由）

雇用保険法の一部改正により、就業促進手当及び地域延長給付の改正が行われることに伴い、失業者の退職手当に係る規定を改めるほか、刑法の一部改正により、所要の改正をし、及び経過措置を定める必要がある。